

保護者様

神戸市立葺合高等学校  
校長 大野 毅

## 感染症罹患時の提出書類について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、感染症に罹患した児童生徒等が診察を受けた際、統一した登校（園）許可書を使用することで、原則文書料が無料になっていることはご承知の通りです。

今回、神戸市医師会と協議の上、インフルエンザについては他の感染症と区別し、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用するようとの通知が神戸市教育委員会よりありました。なお、インフルエンザ以外の感染症については、今まで通り「登校（園）許可書」を使用してください。

下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いいたします。

ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

### 記

#### 1. 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」（裏面）について

- ・保護者が記入して、学校に提出するものです。
  - ・報告書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校ホームページから印刷することもできます。
  - ・調剤薬局から受け取る用紙（例：薬袋又は、薬の説明書又は、調剤明細書など）も併せて、一緒にご提出ください。
  - ・「発症日、登校可能日がいつであるか」「出席停止期間がいつからいつまでか」ということを受診した際に必ず医療機関に確認しておいてください。（報告書記入のための再診は必要ありません。）
- \*ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、本校ホームページから印刷可能な「インフルエンザ用の登校（園）許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。

|                 |   |
|-----------------|---|
| インフルエンザ<br>登校基準 | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。<br>抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発生したあと5日を経過するまでは出席停止である。 |
|-----------------|---|

学校において予防すべき感染症の解説より<平成30年3月改訂>抜粋

#### 2. 百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（水ぼうそう）・

咽頭結膜熱（プール熱）の罹患時に使用する「登校（園）許可書」について

- ・保護者が医療機関に登校（園）許可書を持参し、記入してもらってください。
- ・神戸市医師会に加入していない医療機関では、文書を無料で作成いただけないところもあります。
- ・その場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で学校に報告してください。
- ・許可書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校ホームページから印刷することもできます。

以上